



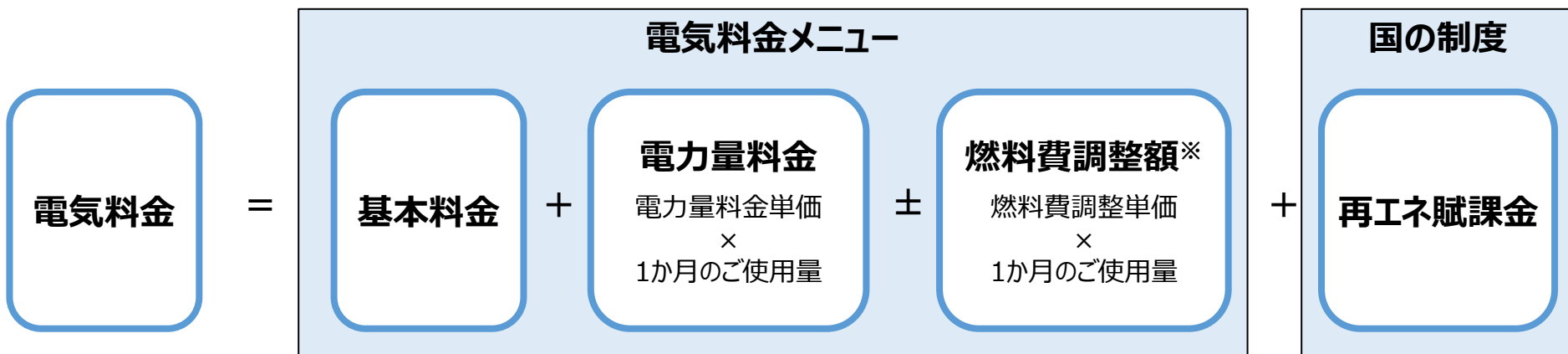
電気料金値上げ申請の概要 (ご説明資料)

沖縄電力株式会社

電気料金の仕組み

- 電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金（再エネ賦課金）を合計したものです。

<電気料金のイメージ>



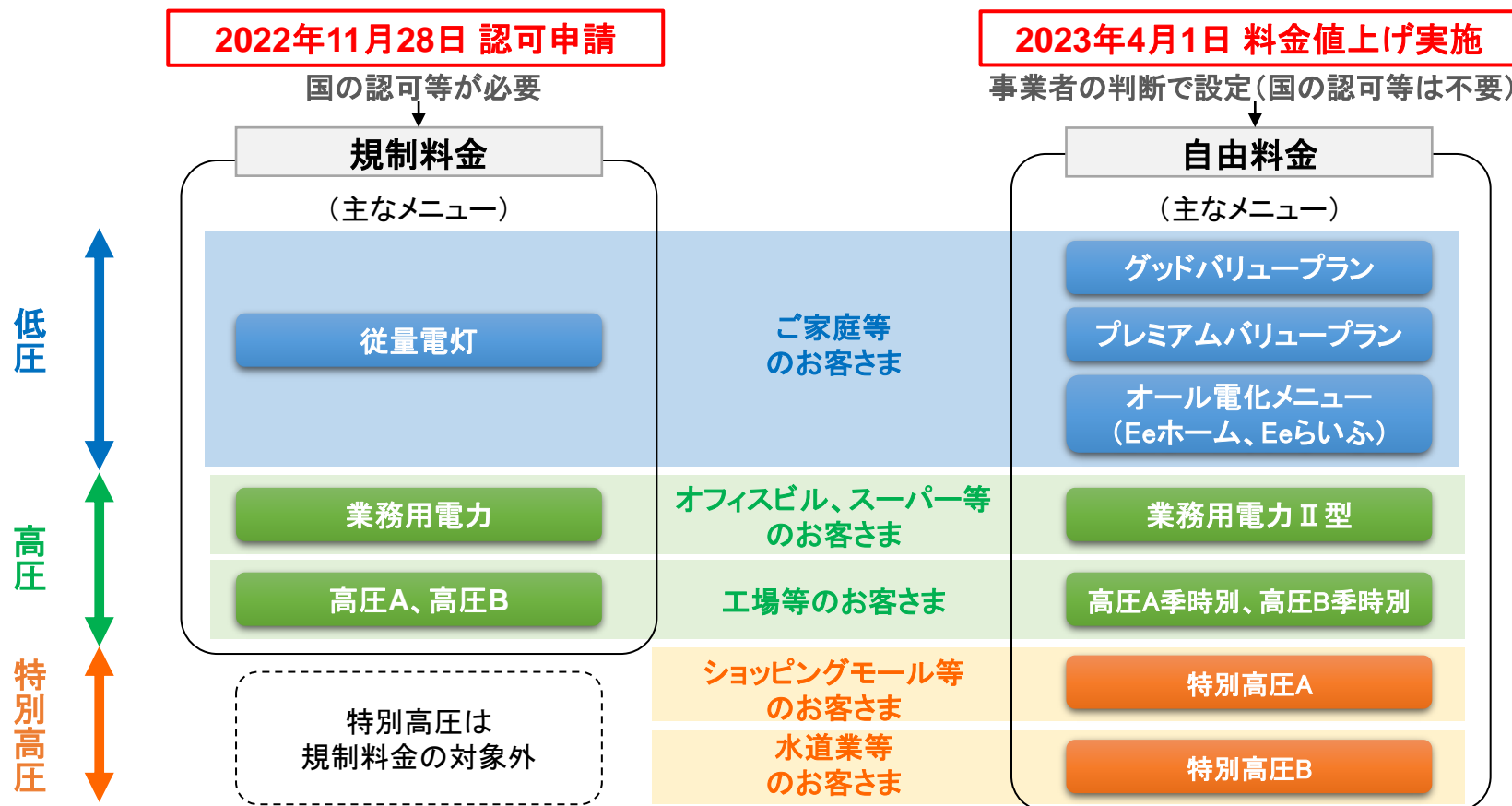
※2023年2月分からの燃料費調整額には、国の「電気・ガス激変緩和対策事業」に基づく電気料金の値引き額を含んでおります。

電気料金の見直し後は「沖縄本島」と「離島（離島ユニバーサルサービス調整）」に区分して算定し、合算して「燃料費調整額」として請求致します。

※託送料金は電気料金メニューに含まれております。

規制料金と自由料金について

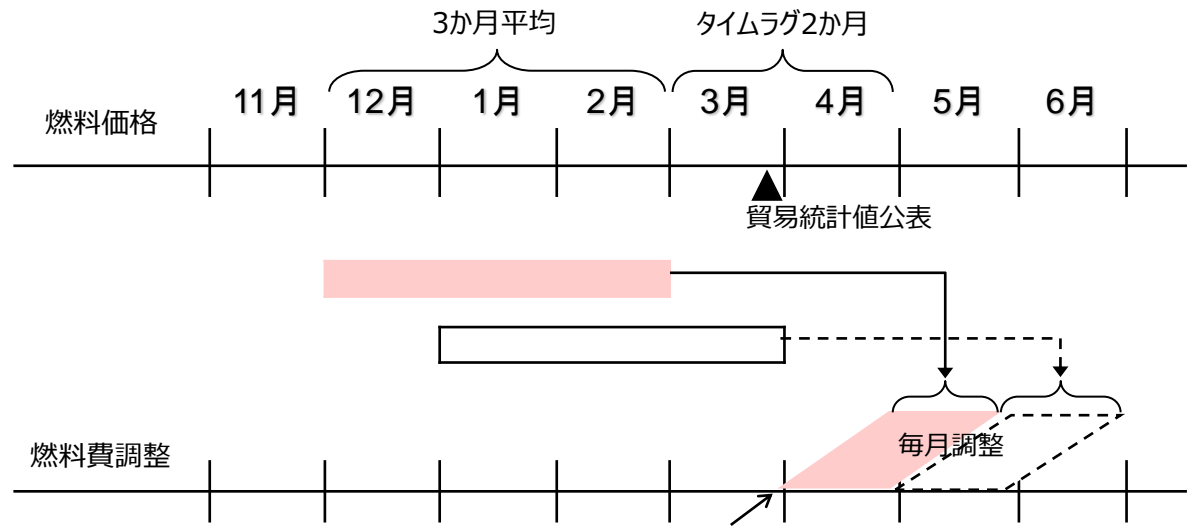
- 電気料金は、国の認可等が必要な「規制料金」と、事業者の創意工夫により自由に設定できる「自由料金」の2種類あり、電気のご使用形態によりご選択いただけます。規制料金については、2022年11月28日に認可申請しており、自由料金については、2023年4月1日※より値上げを実施しております。
※自由料金は、契約期間が4月1日からの一年間(年度契約)となっているため、契約更新時期に合わせて4月1日に実施
- いずれの料金も毎月の貿易統計による燃料費調整を実施し、燃料価格の変動を料金に反映しています。規制料金には、燃料費調整額に上限が設けられている一方で、自由料金には、上限・下限なく反映されます。



- 燃料費調整制度は、内部要因である電力会社の経営効率化の成果を明確にすること、外部要因である為替レートや原油・石炭・LNG価格の変化を迅速に料金に反映させることを目的に導入された制度です。
- 具体的には、予め設定された基準燃料価格に対して、調整を行う5ヶ月前から3ヶ月前の期間における燃料価格が上回れば、電気料金にプラス調整をし、下回った場合には電気料金からマイナス調整をするものです。

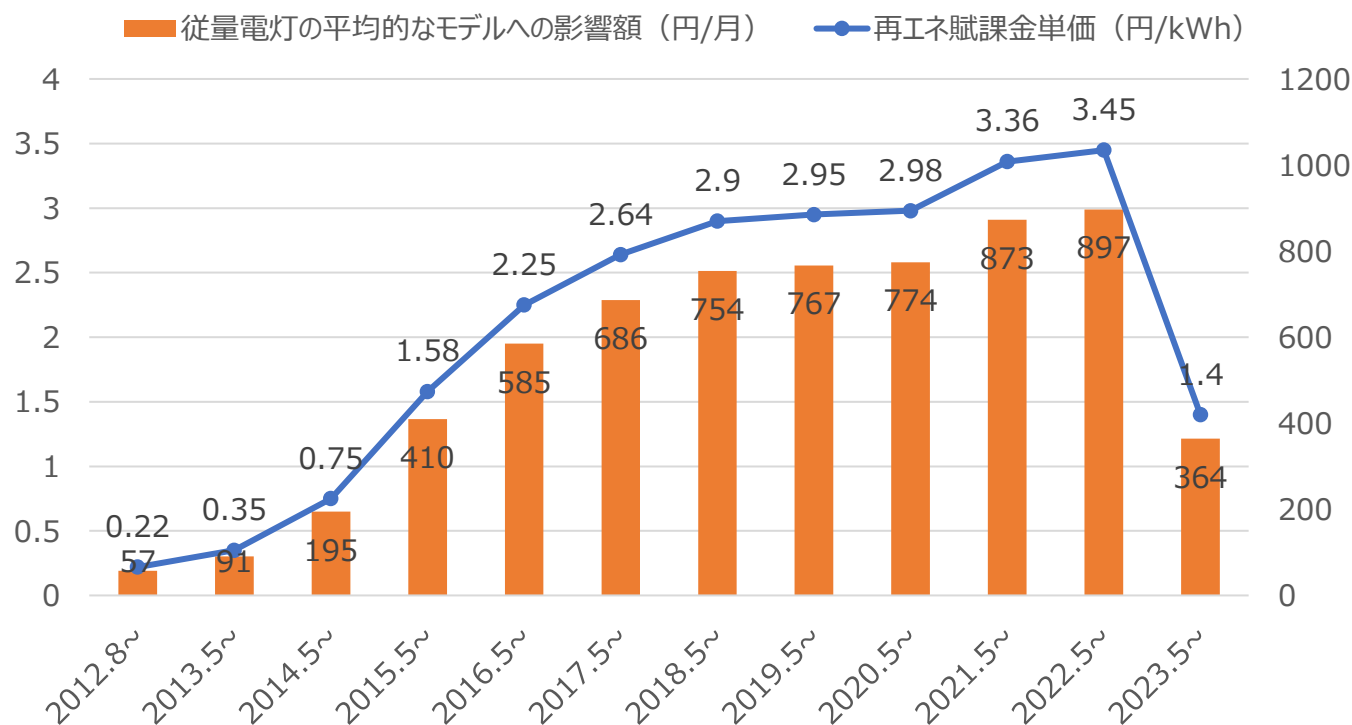
< 燃料費調整のイメージ >

(例) 12～翌2月の平均燃料価格が翌5月分の燃料費調整に適用
1～3月の平均燃料価格が6月分の燃料費調整に適用



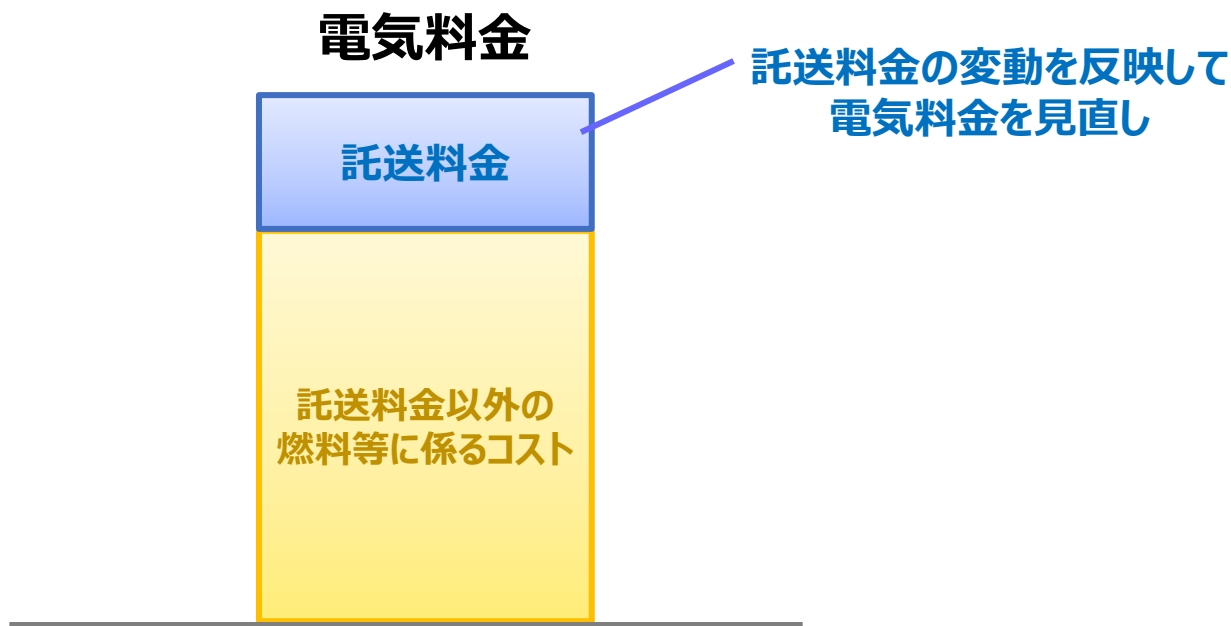
※ 5月分料金は、最も早い場合で4/1から使用される電気料金に適用。

- 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」において、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの電気を、国が設定した単価で電力会社が買い取ることが義務付けられています。
- この制度に基づき、電力会社が買い取った費用の一部は、月々の電気料金と合わせて「再エネ賦課金」として、広く電気をお使いの皆様全体で負担しています。
- 再エネ賦課金の単価は、毎年度、経済産業大臣が決定し、全国一律の単価となっております。



- 託送料金とは、送配電網の利用料金であり、当社および新電力も含め、全ての小売電気事業者が負担するものとなっており、電気料金に含まれております。
- 2023年4月より、再生可能エネルギー主力化やレジリエンス強化（強靱化）等を図ることを目的とした新たな託送料金制度が導入され、当該制度に伴う託送供給等約款について、日本全国全てのエリアで見直され、2023年1月に国に認可されています。
- 当該託送料金の変動について、燃料価格高騰等による電気料金の見直しとあわせて、電気料金単価に反映致します。

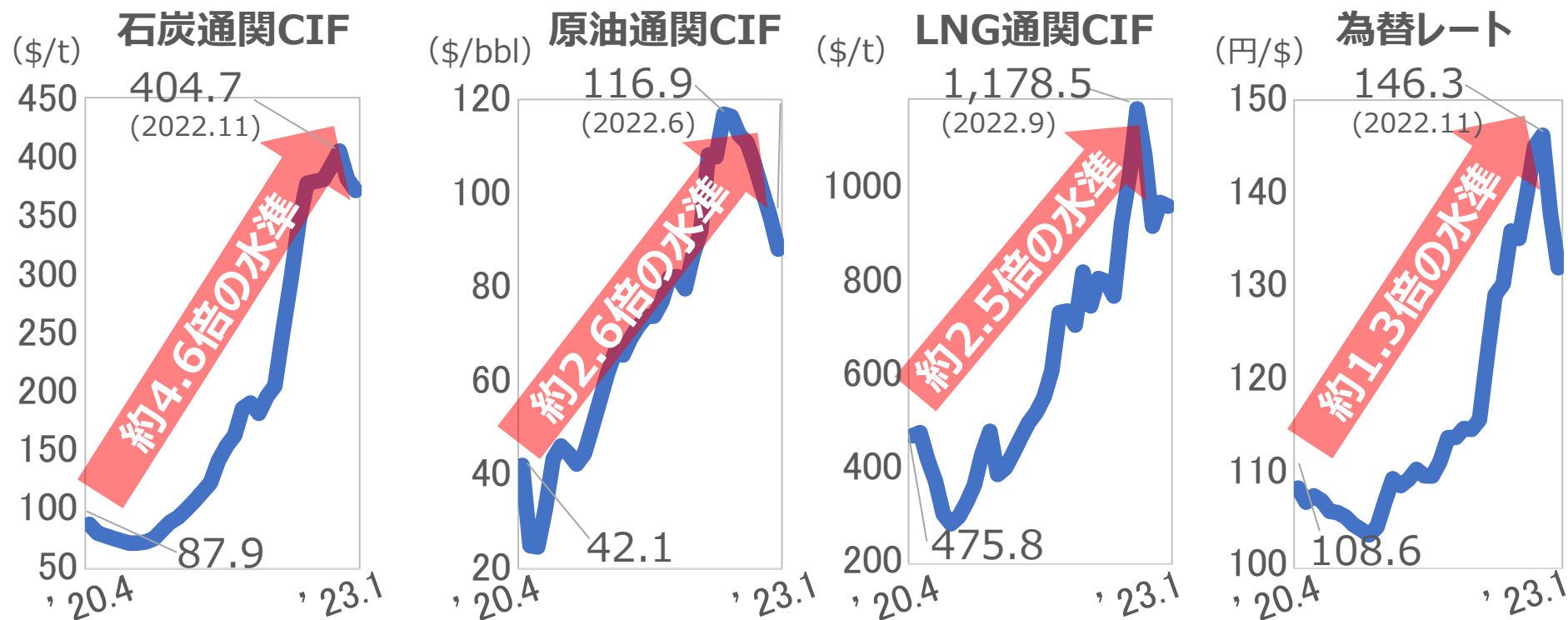
<電気料金に含まれる託送料金のイメージ>



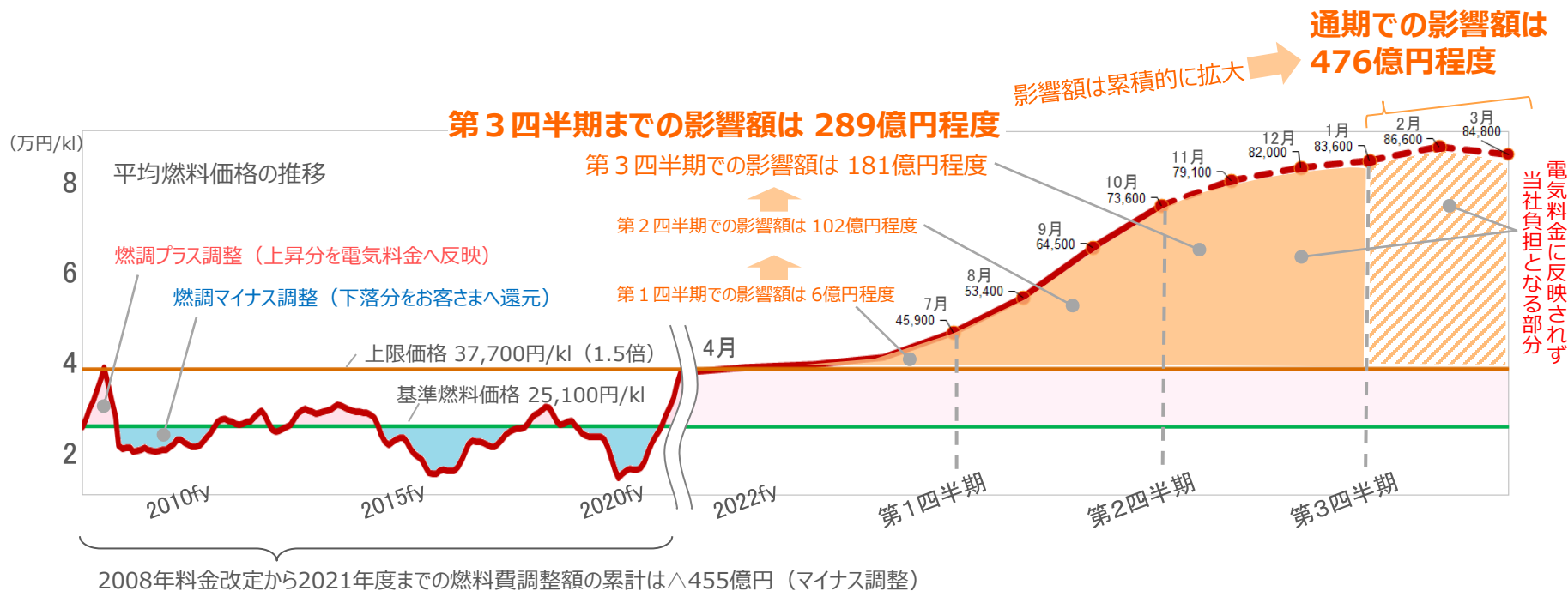
電気料金値上げ申請の概要

- 当社は、低廉な電気を安定的にお客さまへお届けすることを基本的な使命とし、地域社会の成長発展を支えるとともに、小売全面自由化により競争が激化する中、不断の経営効率化によって電気料金の低減に努めてまいりました。
- しかしながら、ウクライナ情勢による資源価格の高騰および為替レートの円安の進行により、燃料費や他社購入電力料などの燃料関連費用が急激に増加するとともに、燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格が調整の上限価格を大幅に超過することによって、過去最大の純損失が見込まれるなど、財務体質が急速に悪化しております。
- こうした状況に対処するため、2022年4月に「緊急経営対策委員会」を設置してあらゆる収支対策を検討・実施してまいりましたが、当社最大の使命である電力の安定供給を継続していくためにも、苦渋の決断ではありますが、経営合理化の徹底を前提に規制部門における電気料金について値上げを申請するとともに、自由化部門におきましても2023年4月から電気料金の見直しをさせていただくこととしました。
- この度は、県民の皆さまおよび県経済にご負担をおかけすることとなり、大変心苦しい限りですが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- ▶ 燃料価格および為替については、資源価格の高騰および円安の進行を受けて、2020年4月以降、最大で石炭は4.6倍、原油は2.6倍、LNGは2.5倍、為替は1.3倍に上昇しております。



- ▶ 本来、燃料価格や為替レートの変動分は、「燃料費調整制度」により自動的に毎月調整され、迅速に電気料金に反映されます。
- ▶ 沖縄では、2022年4月に上限価格（基準燃料価格の1.5倍）に到達し、上限を上回った分は電気料金に反映されず当社が負担している状況で、第3四半期までの影響額は289億円程度まで拡大しており、通期での影響額は476億円程度まで更に拡大する見込みです。



- 2022年度第3四半期の決算は沖電単体で△352億円の経常損失となり、通期の業績見通しは直近10年分の経常利益の累計額に相当する過去最大の損失規模（△505億円）となる見込みです。

経常利益の推移（沖電単体）



- 安定供給・安全最優先を大前提に、緊急的な収支対策についてあらゆる面から検討し、実行致します。
- 今後も、最大限の効率化、更なる対策の深掘りについて収支両面から検討予定です。

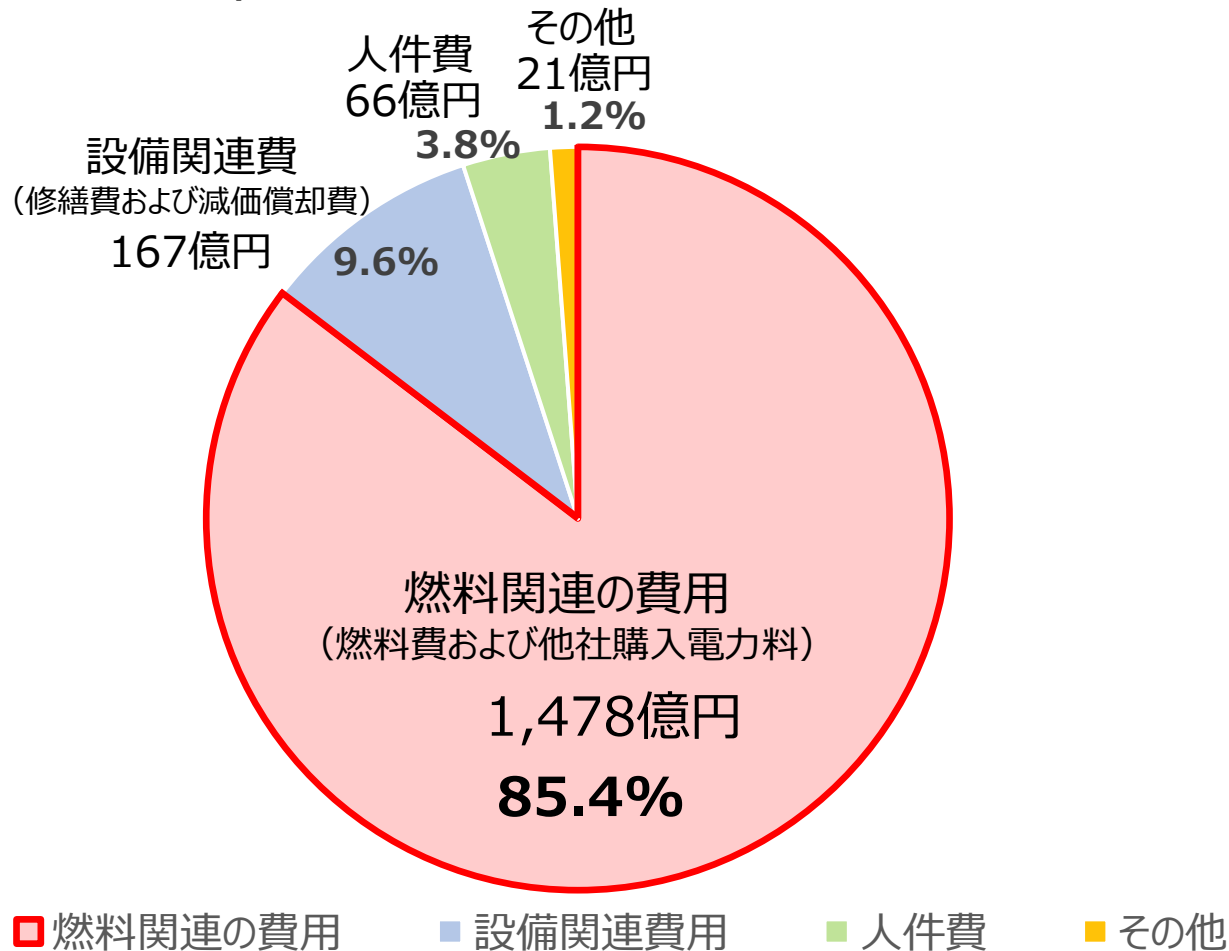
	項目	主な取り組み内容
費用面	①役員報酬の削減	● 常勤の取締役および執行役員の報酬を年間最大20%程度削減
	②修繕費の抑制	● 設備の劣化診断の結果等を踏まえ修繕工事を抑制、点検周期を延伸化 ● 修繕工事の内容および費用の精査を従前以上に強化
	③デジタルトランスフォーメーションの展開	● 社内外業務のデジタル化による効率化 ● 現場対応を遠隔監視化することなどにより業務運営を合理化
	④組織最適化および業務集中化による効率化	● 支店・営業所の統廃合による業務の効率化 ● 各事業所に分散している業務の集中化による業務の効率化
	⑤燃料費の抑制	● 石炭火力運用の見直しによる燃料費の抑制 ● 契約多様化による市況変動の影響抑制
	⑥その他	● システム開発等で緊急性の低いものについては実施時期を再考 ● 建物の賃借面積見直しによる賃借料の抑制を検討
収入面	自由料金における燃調上限設定の廃止	● 特高・高圧自由料金で新規契約については2022年6月から燃調上限を廃止 ● 既契約については、合意いただけるお客さまの先行撤廃（2022年11月）
資金面	資産売却による資金確保等	● 一部の社宅・厚生施設の売却による資金確保 ● ハイブリッド社債を含めた新たな資金調達による財務基盤の改善 ● グループ資金の有効活用による資金調達コストの圧縮

- 今回、電気料金の値上げ申請を行うにあたっては、料金原価の算定期間（2023年度～2025年度）において、人件費、燃料費、修繕費、減価償却費、その他経費について年平均約136億円の経営効率化を織り込んでいます。

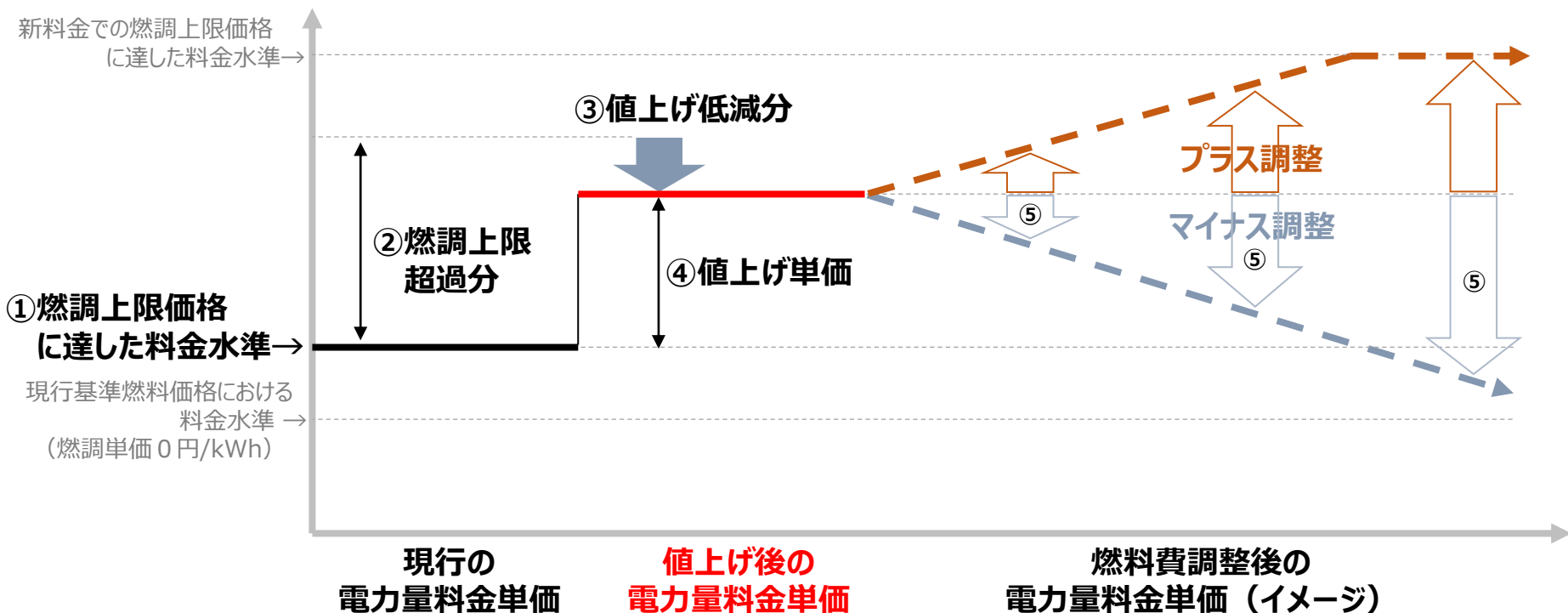
項目	2023～2025 平均	取り組み内容
人 件 費	▲ 21 億円	・審査要領等を踏まえた 役員給与・社員給与水準の引き下げ 等
燃 料 費	▲ 97 億円	・調達方法、調達先の多様化による燃料費の低減 ・発電単価を考慮したLNG・石炭機の運用効率化等による燃料費の低減 等
修 繕 費	▲ 7 億円	・点検周期、設計・数量・単価等の精査によるコスト低減 等
減価償却費	▲ 1 億円	・設計・仕様・工法の精査、発注方法の見直し 等
そ の 他 経 費	▲ 10 億円	・支出項目の精査・厳選や契約内容の見直し等による普及開発関係費、 委託費、諸費、賃借料の削減 等
合 計	▲ 136 億円	

- 今回の料金改定において申請した原価（2023～2025平均 1,732億円）の内、燃料関連の費用（燃料費および他社購入電力料：1,478億円）が占める割合は85.4%となります。
※送配電関連費（438億円）を除く原価の割合

申請原価 1,732億円（2023～2025平均）の内訳

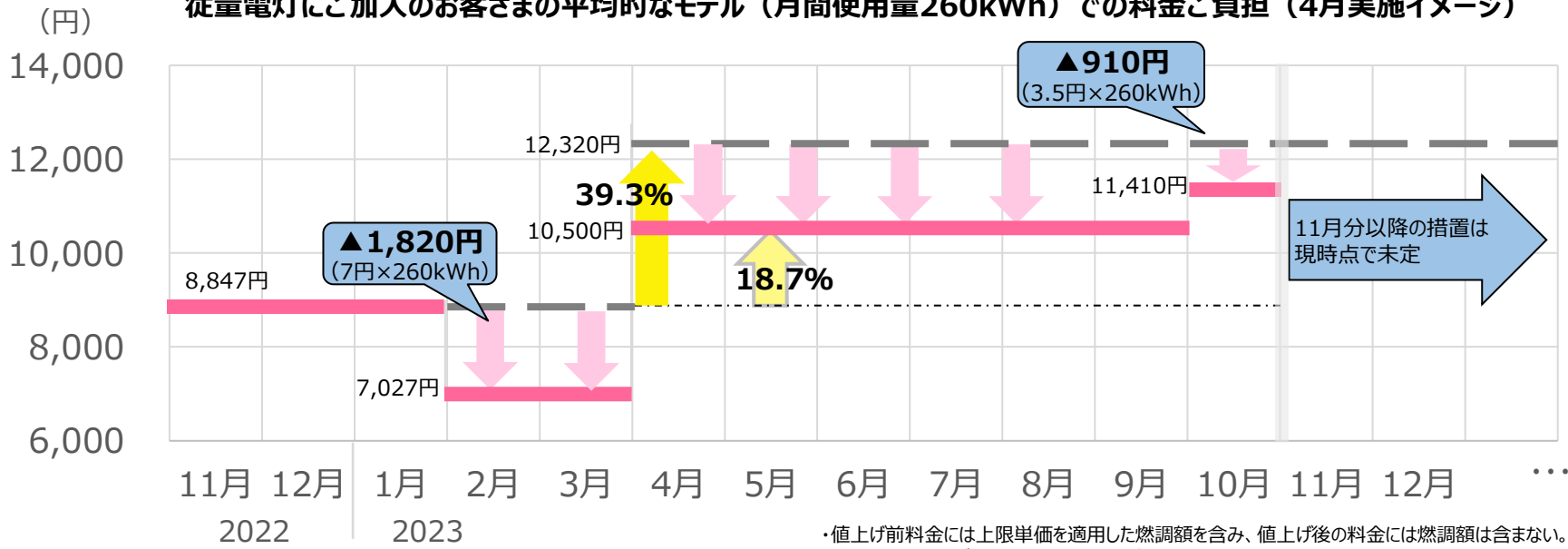


- 今回の値上げにあたっては、燃料費調整制度（以下、燃調制度）の上限価格に達した料金水準（①）から、燃調上限を超過した影響分（②）を織り込んだ上で、最大限の経営効率化により値上げを低減（③）しております。
- 主たる要因が燃料費の上昇となっていることから、燃調制度と同様、現行の電力量料金単価に一律の値上げ単価を上乗せ（④）しております。
- 燃料価格の変動は燃調制度により毎月の電気料金に反映致します。足元の燃料価格が低下傾向であることを踏まえると、仮にその傾向が続く場合には、燃調制度のマイナス調整（⑤）により料金水準は低下していくことになります。



- 国による電気・ガス価格激変緩和対策に係る電気料金の値引措置は、2023年2月分電気料金（1月検針日以降のご使用分）から実施されております。
- 当社の電気料金値上げ後においても、当該値引単価（低圧：7円/kWh、高圧：3.5円/kWh）は2023年9月分料金まで継続適用され、2023年10月分電気料金に適用される値引単価は半額となる予定です。（2023年11月分以降の措置は現時点で未定。）
- 従量電灯にご加入のお客さまの平均的なモデル（月間使用量260kWh）の場合、当社電気料金値上げによる値上げ率は39.3%となるものの、当該値引き措置により増加分の割合は18.7%となる見込みです。

従量電灯にご加入のお客さまの平均的なモデル（月間使用量260kWh）での料金ご負担（4月実施イメージ）



- ・値上げ前料金には上限単価を適用した燃調額を含み、値上げ後の料金には燃調額は含まない。
- ・再生可能エネルギー発電促進賦課金（3.45円/kWh）を含む。
- ・新たな託送料金制度の変動単価分（見込み）は含まない。

<規制料金の認可申請の補正について>

- 当社は、2022年11月28日に経済産業大臣へ認可申請を行った規制料金について、経済産業大臣の補正指示（2023年3月22日）を受けて、燃料価格等の見直しに伴う一部原価の再算定を行い、経済産業大臣へ提出しております。（2023年3月29日）

<沖縄県内の電気料金高騰緊急対策事業について>

- 国が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に加え、沖縄県内の電気の使用者に対する負担軽減を図るための、国（内閣府）および沖縄県による緊急的な対策事業として、「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」が実施されることとされております。
- 支援期間および支援単価につきましては、当社が認可申請中の特定小売供給約款（規制料金）に関する国の審査状況を踏まえて決定することとされております。

<規制料金の値上げ実施時期について>

- 当社は、2022年11月28日に経済産業大臣に認可申請を行った規制料金について、2023年4月1日より値上げ実施予定としてお知らせしておりましたが、認可申請にかかる国の審査が継続していることを踏まえ、値上げの実施時期につきましては、詳細が決まり次第、改めてお知らせすることといたします。